

旧ひまわり荘（土地・建物）の買受申込要領（随意契約）

1 随意契約物件

【土地】	所在地	岩手県盛岡市繫字館市 69 番 2
	地 目	宅地
	地 積	2,758.40 m <sup>2</sup>
【建物①】	所在地	岩手県盛岡市繫字館市 69 番地 2 、69 番地 1
	家屋番号	69 番 2 の 1
	種 類	旅館
	構 造	鉄骨コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺地下 1 階付 6 階建
	建築年	昭和 58 年（昭和 62 年増築）
	床面積	2,954.28 m <sup>2</sup>
【建物②】	所在地	岩手県盛岡市繫字館市 69 番地 2
	家屋番号	69 番 2 の 2
	種 類	寄宿舍
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
	建築年	昭和 58 年
	床面積	139.73 m <sup>2</sup>
【売却価格】	申込者との協議により決定とする。	
【用途の制限】	<p>旧ひまわり荘の土地及び建物（以下「不動産」という。）を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある用に供してはならないこと等の条件を付します。</p>	
【一般事項】	<p>1 岩手県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は地耐力調査、地質調査、地盤調査、土壌調査、埋設物調査は行なっていません。</p> <p>2 売却不動産は現状渡しとなります。</p> <p>3 売却対象は既存の電柱や電線等、公共下水道設備を除く、当該土地の地上及び地下に存在する全ての物件を含むものとします。また、隣接地からの越境物があった場合においても現状のままの引渡しとなります。現存する工作物、樹木、廃棄物の処分、関係者等との交渉、各種調査の実施などは、買主の責において対応していただきますの</p>	

	<p>で、現地を確認の上、申込み等してください。</p> <p>4 買受者は、契約不動産について契約の内容に適合しないものを発見したとしても履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、買受者が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合はこの限りではありません。</p>
【特記事項】	<p>1 本物件は、温泉資源を利用し国保被保険者の傷病の治療、病後の保護を図り健康の保持増進に寄与することを目的に昭和 34 年 10 月に盛岡市つなぎ温泉に開設しました。</p> <p>2 昭和 57 年に全面改築（改築費 725,400,000 円）を行い、昭和 58 年から平成 20 年 3 月末まで修繕（総額 205,356,763 円）を行いながら、営業を続けてきました。</p> <p>3 平成 25 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで盛岡市に無償貸付し、盛岡市が指定した指定管理者が令和 4 年 3 月まで「盛岡市つなぎスポーツ研修センター」として活用していました。</p> <p>4 つなぎ温泉管理有限会社と契約することにより温泉の供給が可能です。</p>

## 2 随意契約申込者の資格

随意契約に申込みできる者は、次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（成年被後見人、被保佐人等契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）に該当しない者であること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有している者に該当しない者であること。
- (3) その他契約の相手方として不適当な行為をする者でないこと。

## 3 随意契約の申込方法

随意契約の申込みは、(2)の提出書類を(1)のイの受付時間内に、(1)のアの受付場所に、持参または郵送等により行ってください。

### (1) 受付場所及び時間

ア 受付場所 岩手県盛岡市大沢川原三丁目 7 番 30 号

岩手県国民健康保険団体連合会 総務課 電話 019-623-4322

イ 受付時間 土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日以外の午前 9 時から午後 5 時まで

## (2) 提出書類

### ア 買受申込書（様式第1号）1部

押印する印鑑は、印鑑登録している印鑑（法人の場合にあつては、法務局に印鑑登録している代表者の印鑑）とすること。なお、共同で申し込む場合は、連名とすること。

### イ 添付書類 各1通（証明書類は、発行後3ヵ月以内のものとする こと。）

#### (ア) 申込者が個人1人の場合

- ・住民票（申込者本人）の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・身分証明書（本籍地のある市区町村長が発行する身分証明書。外国人の場合は不要）
- ・誓約書（様式第2号）

#### (イ) 申込者が複数の場合

- ・申込者全員分の上記(ア)の書類
- ・代表者選任届（様式第4号）

#### (ウ) 申込者が法人の場合

- ・登記事項全部証明書（履歴事項全部証明書）
- ・印鑑証明書
- ・誓約書（様式第2号）
- ・役員名簿（様式第5号）

#### (エ) 申込者以外の者（代理人）が申込み等を行う場合

(ア)から(ウ)までのいずれかの書類のほかに、申込者からの委任状（様式第3号）及びその代理人の身分証明書が必要となります。（申込者が法人で、代理人が社員等の場合、身分証明書の提出は必要ありません。）

## (3) 現地説明等

ア 現状のままの引渡しとなりますので、物件の詳細について、分からないことや疑問がある場合は、事前にお問い合わせください。

イ 内覧を希望される場合は、現地で物件の説明を行いますので、事前に8の問合せ先へ申し出てください。

## 4 契約の相手方の決定等

### (1) 本件の売却は、原則、先着順での受付、売却先の決定となります。

買受申込書の受付は日単位とし、買受申込書を受け付けた場合は、翌日以降の申し込みの受付を停止します。受け付けた買受申込書の内容等を審査し、書類等に不備などが無く、かつ売却先として適当と認められた場合には、申込者を買受者として決定するとともに、売却条件について協議します。

同日中に複数の申し込みがあった場合は、同日中に提出されたすべての申し込みについて審査等を行います。

### (2) 売払候補者として決定したときは、仮売払決定通知書及び仮売買契約に必要な書類をお渡しします。

## 5 契約の締結

- (1) 仮売払決定の通知を受けた日の翌日から起算して、7日以内に仮売買契約を締結することになります。
- (2) 連合会役員会及び総会において議決され、岩手県及び国の国庫補助の財産処分の承認を得られた後、仮契約の内容をもって売買契約とします。なお、本契約においても別に契約書を作成せず、仮契約書をもって本契約とします。
- (3) 連合会役員会及び総会並びに岩手県及び国の国庫補助の財産処分の承認を得られなかった場合は、仮契約の効力は消滅するものとし、連合会はこの契約に係る一切の責任を負わないものとしします。
- (4) 仮売買契約書に貼付する収入印紙は、買受者の負担となります。

## 6 売買代金の納入

- (1) 売買代金は、連合会が発行する請求書により、本売買契約を締結した日の翌日から起算して、30日以内に金融機関窓口等で納入していただきます。
- (2) 納入期限内に売買代金の支払が行われなかった場合で、かつ、連合会が納付することができないと認めたときは、本売買契約を解除するものとしします。

## 7 所有権の移転

- (1) 売買代金が納入されたときに、買受者に所有権が移転し、同時に不動産の引渡しがあったものとしします。
- (2) 不動産の所有権移転登記は、不動産の引渡し後（売買代金の納入後）に、連合会において行います。
- (3) 不動産の所有権移転登記の手續に必要な書類（住民票の写し（申込者本人）等）は、買受者で用意願います。
- (4) 不動産の所有権移転登記に必要となる登録免許税は、買受者の負担となります。

- 8 問合せ先 岩手県国民健康保険団体連合会 総務課  
〒020-0025 岩手県盛岡市大沢川原三丁目7番30号  
TEL 019-623-4322 / FAX 019-622-1668  
E-mail smk-h2@iwate-kokuho.or.jp